



「農業生産法人の設立に係るアンケート調査」にご協力ください!

東海村の農業は、高齢化など担い手不足による遊休農地や耕作放棄地の増加が深刻な問題となっています。このことから、**村では、村内の農地の新たな受け皿として農業生産法人の設立に向けて検討を進めています。**現在想定している農業生産法人の運営は、多額の税金が投入される見込みであることから、設立の検討には農業者だけでなく、広く村民の皆さんのご意見を聞くことが不可欠と考えています。

この度、「農業生産法人の設立に係るアンケート調査」を実施します。12月末までには対象者にアンケート用紙が郵送されますので、皆さんのご意見をお聞かせください。

なお、アンケートの結果は、村公式ホームページ等で公表しますが、この結果を基に、2～3月にパブリックコメントを実施する予定ですので、皆さんからのご意見をお待ちしています。

【アンケートの対象者】

村内在住で無作為抽出された方または農業者(2,000人)

【回答方法・期限】

アンケート用紙に必要事項を記入の上、**1月31日(日)まで**に、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずにそのまま投函してください。

【問い合わせ】

農業政策課 農業振興・農地保全担当(☎282-1711 内線1221)

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します!

平成28年3月末に現在の農業委員会委員(1期3年)が任期満了となることに伴い、新委員を募集します。また、平成27年9月に農業委員会等に関する法律(農業委員会法)が改正され、平成28年4月から新制度がスタートします。それに伴い今回から新たに農地利用最適化推進委員も募集します。



主な業務内容

- ①**農業委員**…農地法に基づく法令審査、遊休農地の指導・調査
- ②**農地利用最適化推進委員**…受け持ち地区内の農地の貸し借りの仲介斡旋、人・農地プラン策定の協力、農地中間管理機構との連携事務

対 象

村内在住の方

募集人員

①…14人 ②…6人

任 期

平成28年4月1日～平成31年3月31日(3年間)

報 酬

①…月額3万7,000円 ②…月額3万5,000円

申し込み・問い合わせ

1月15日(金)まで(土・日曜日、祝日、年末・年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、農業委員会事務局(役場行政棟2階 ☎282-1711 内線1226)備え付けまたは村公式ホームページからダウンロードした申込書に必要事項を記入の上、申し込みください。

【新制度の主な改正点】

- ①公職選挙法を準用した公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て任命する。
- ②委員には必ず認定農業者と、委員会業務に利害関係を有しない者を含める。
- ③区域内の団体からの推薦や公募を実施するなど、農業関係者の意向を広く反映する。
- ④農地の貸し借りを円滑に進めるため、新たに農地利用最適化推進委員を新設し、農業委員会が委嘱する。
- ⑤農業委員会委員の定数を17人から14人とする。

